

No. 1 産業廃棄物処理施設の設置に関する案件概要

議第 1141 号 建築基準法第 51 条に基づく産業廃棄物処理施設の設置

名 称	ジャパンウェイスト株式会社 横浜事業所	
位 置	鶴見区大黒町 18 番 46	
敷 地 面 積	14,749.36 m <sup>2</sup>	
用 途 地 域 等	工業専用地域・臨港地区（工業港区）	
施設概要	構 造	R C 造 一部 S 造 地上 2 階建
	主 要 用 途	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設
	建 築 面 積	8,841.22 m <sup>2</sup>
	延 床 面 積	9,268.75 m <sup>2</sup>
	処 理 能 力	汚泥の脱水処理 92 m <sup>3</sup> / 日
	建 築 主	名称 ジャパンウェイスト株式会社 住所 東京都千代田区丸の内一丁目 7 番 12 号 サピアタワー11 階
		名称 アサヒプリテック株式会社 住所 兵庫県神戸市中央区加納町 4 丁目 4 番 17 号
	運 営 主 体	名称 ジャパンウェイスト株式会社 住所 東京都千代田区丸の内一丁目 7 番 12 号 サピアタワー11 階
名称 アサヒプリテック株式会社 住所 兵庫県神戸市中央区加納町 4 丁目 4 番 17 号		

(内容)

本事業者は、資源循環型社会の構築に貢献することを目的とした一般廃棄物及び産業廃棄物の処理事業を行っています。平成 17 年に一般廃棄物処理施設（木質一般廃棄物（パレット等）の破碎施設）及び産業廃棄物処理施設（木くずの破碎施設、がれき類の破碎施設、廃プラスチック類の破碎施設）を新築するにあたり、建築基準法第 51 条の規定に基づく許可を得ています。

今回、新たに汚泥の脱水処理施設を計画しています。

以下の理由から、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、建築基準法第 51 条の規定に基づき当該施設の設置の許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 臨海部の工業専用地域に立地し、工業の利便を害する施設ではなく、周辺に学校等の施設がないこと。
- 2 幹線道路に至る間の道路は十分な幅員を有しており、かつ施設への搬出入車両は、周辺交通量と比較して少ないこと。
- 3 騒音・振動源となる設備を囲い、十分な環境対策を講じていること。また、生活環境影響調査を実施し、騒音・振動の最大予測値が基準を満たす結果となっていること。
- 4 隣接地の所有者に事業内容を説明し、理解を得ていること。